

第4章

生活衛生課

生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当及び庶務・動物衛生担当で組織され、市民の日常生活に密接に関連する医事・薬事、環境衛生、食品衛生、保健栄養並びに狂犬病予防及び動物の愛護・管理等に係る各種の事業を実施した。

1 医事・薬事

(1)医療機関等の許認可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

一般診療所・歯科診療所への立入調査を65件実施し、そのうち、診療用エックス線装置の監視指導は、18件実施した。また、衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っており、4件の立入調査を実施した。

(2)薬局等の許認可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、医薬品等一斉監視指導を2回及び医療機器一斉監視指導を1回実施すると同時に、医薬品2品目、化粧品2品目及び医療機器1品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。

(3)毒物劇物販売業者等の許認可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、6月には農薬等の一斉指導、10月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に努めている。

(4)医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受付及び交付を行っている。

(5)家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品・洗剤等40検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

(6)救急医療機関

医療機関から、救急業務に関し協力する旨の申し出があった場合の届出書類の受理及び実地調査等を行っている。令和元年度に救急業務に関し協力する旨の申し出があつて、告示のあつた医療機関は7施設であった。

(7)年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっており、保健所では、医療機関等へ届出書類を発送するとともにそれらの受理(回収)を行っている。

医事薬事関係施設数及び監視指導件数(表1-1)

(令和元年度)

業績	施設数		新規	廃止	更新	諸届	監視指導			
	30年度末	元年度末								
病院	38	38	0	0	-	128	7			
一般診療所	381	385	20	16	-	292	40			
	有床	16	16	1	0	-	48	2		
	無床	265	369	19	16	-	244	38		
歯科診療所	288	287	10	11	-	207	25			
	有床	0	0	0	0	-	0	0		
	無床	288	287	10	11	-	207	25		
助産所	19	20	3	2	-	5	1			
	有床	2	2	0	0	-	0	0		
	無床	17	18	3	2	-	5	1		
衛生検査所	6	6	0	0	-	25	4			
施術所	あま指、はり、灸	327	337	23	13	-	91	25		
	柔道整復	165	165	12	12	-	83	17		
出張施術業務者	291	301	19	9	-	28	0			
医業類似行為	0	0	0	0	-	0	0			
歯科技工所	84	83	3	4	-	10	2			
総数	1,599	1,622	90	67	0	869	121			
医薬品	薬局	220	222	17	15	25	1,106	181		
	販売業	店舗販売業	89	93	7	3	3	336	63	
		卸売販売業	40	42	5	3	5	35	15	
	薬局製剤製造販売業	12	11	0	1	1	5	3		
	薬局製剤製造業	12	11	0	1	1	4	3		
	麻薬小売業者	161	165	13	9	54	449	96		
	向精神薬販売業者	260	264	-	-	-	0	196		
	覚醒剤原料取扱薬局	220	222	-	-	-	34	181		
高度管理医療機器販売業・貸与業	162	167	15	10	11	123	58			
高度管理医療機器販売業	126	123	3	6	14	116	112			
高度管理医療機器貸与業	0	0	0	0	0	0	0			
管理医療機器販売業・貸与業	426	436	37	27	-	19	121			
管理医療機器販売業	788	796	35	27	-	80	122			
管理医療機器貸与業	3	3	0	0	-	0	0			
化粧品販売業	349	357	29	21	0	0	0			
医薬部外品販売業	349	357	29	21	0	0	0			
毒物劇物	販売業	一般販売業	156	163	11	4	15	66	68	
		特定品目販売業	6	6	0	0	0	0	1	
		農業用品目販売業	8	6	0	2	1	8	7	
	業務上取扱者	届出	電気メッキ業	1	1	0	0	-	0	1
			金属熱処理業	0	0	0	0	-	0	0
			運送業	0	0	0	0	-	0	0
		非届出	工場・研究所	60	60	-	-	-	-	4
学校	142	142	-	-	-	-	0			
総数	3,590	3,647	201	150	130	2,381	1,232			

あま指:あん摩マツサーズ指圧

医療従事者免許受付件数(表1-2)

年 度	区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	視 能 訓 練 士	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	そ の 他 免 許
30	総 数	936	27	11	182	62	5	428	52	23	26	3	6	38	73	0
元	総 数	873	25	13	167	45	6	397	52	14	33	1	7	48	65	0
	新 規	530	12	8	89	23	3	255	28	9	19	0	5	33	46	0
	籍訂正・書換	306	8	2	74	20	2	130	18	5	12	1	2	14	18	0
	再 交 付	29	0	2	3	2	1	11	6	0	2	0	0	1	1	0
	除 籍 (まっ消)	7	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	

医療施設従事者年末届出件数(表1-3)

(平成30年12月31日現在)

区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	保 助 看 准 健 産 護 護 師 師 師 師
件 数	9,048	1,102	441	1,581	457	87	5,380

* 医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的として、2年ごとに調査を行っている。

2 薬物乱用防止対策

覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用が若年層を中心に深刻な状況であることから、東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会(以下「薬防協」)の活動を支援する「薬物乱用防止推進サポーター」を活用した啓発を行い、市民に対して薬物の危険性等を幅広く周知するなど、薬物乱用の防止対策に努めている。

薬物乱用防止推進サポーター

市では、市民団体等から推薦された15名を薬物乱用防止推進サポーターとして登録し、薬防協指導員の薬物乱用防止教育や啓発活動を支援するとともに、それぞれの地域における啓発活動を強化し、多くの市民に薬物乱用の恐ろしさを訴えた。

薬物乱用防止推進サポーターの主な活動(表2)

啓発活動	啓発内容
健康フェスタ(5月19日)	啓発物資2,000部配布、薬物乱用防止ポスター・標語の展示
いちよう祭り(11月17日)	啓発物資3,000部配布、薬物乱用防止ポスター・標語の展示



3 環境衛生

環境衛生事業は、市民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

(1)施設と監視指導

環境衛生関係施設数・新規・廃止・監視指導件数(法令に基づく業種分類)(表3-1)

業種	施設数		新規	廃止	諸届	監視指導
	30年度末	元年度末				
総数	6,226	6,198	123	151	408	895
理容所	304	305	11	10	21	149
美容所	722	733	59	48	143	398
クリーニング	307	299	4	12	10	22
内訳						
一般	100	96	1	5	6	15
取次所	207	203	3	7	4	7
公衆浴場	39	39	2	2	21	52
内訳						
普通の	3	3	1	1	0	8
その他	36	36	1	1	21	44
旅館業	64	64	3	3	9	53
内訳						
旅館・ホテル	58	57	1	2	8	47
簡易宿所	6	7	2	1	1	6
下宿	—	0	0	0	0	0
季節営業(再掲)	—	0	1	1	0	1
興行場	22	22	0	0	14	14
内訳						
映画館	9	9	0	0	9	9
多目的利用施設	8	8	0	0	3	2
その他	5	5	0	0	2	3
仮設興行場	—	0	0	0	0	0
プール	26	26	16	16	19	46
水道施設	2,920	2,885	9	44	79	75
内訳						
上水道	—	—				
簡易水道	—	—				
専用水道	34	34	0	0	28	36
簡易専用水道	722	710	1	13	29	20
特定小規模貯水槽水道等	526	519	3	10	21	17
特定外小規模貯水槽水道等	1,638	1,622	5	21	1	2
温泉利用施設	11	11	0	0	1	11
墓地等	1,605	1,602	4	7	7	14
内訳						
墓地	1,589	1,586	4	7	5	13
納骨堂	15	15	0	0	1	0
火葬場	1	1	0	0	1	1
特定建築物	185	187	2	0	83	23
住宅宿泊事業	21	25	13	9	1	38

環境衛生関係施設数・届出・廃止・監視指導件数(要綱に基づく施設)(表3-2)

業 種	施 設 数		新 規	廃 止	諸 届	監視指導
	30年度末	元年度末				
コインオペレーションクリーニング	73	77	4	0	1	5
コ イ ン シ ャ ワ ー	0	0	0	0	0	0
飲用に供する井戸等	700	699	1	2	0	0

(2)環境衛生関係施設の検査

環境衛生関係施設法令に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行った。なお、施設の検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

理容所・美容所の空気検査等(表3-3)

業 種	検 査	適 合	不適合	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)	
	施設数	施設数	施設数		適 合	不適合	照度	炭酸ガス
理容所	94	91	3	94	91	3	-	3
美容所	152	146	6	152	146	6	6	0
					基 準		100Lux以上	0.5%以下

クリーニング所の溶剤検査(表3-4)

検 査	空 気 検 査						水 質 検 査					
	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中	
					適 合	不適合					適 合	不適合
テトラクロロエチレン	12	12	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0
基 準		25ppm以下				基 準		0.1mg/L以下				

公衆浴場の水質検査等(表3-5)

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)					
					適 合	不適合	濁 度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸菌群	照 度	レジオネラ属 菌	遊離残留 塩素
普通	5	2	3	26	21	5	0	0	0	3	2	0
その他	36	26	10	202	173	29	0	0	0	26	3	0
					基 準	5度以下	25mg/l以下	1個/ml以下	20Lux以上	検出されないこと	0.4mg/l以上	

宿泊施設の浴槽水の水質検査(表3-6)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適合数(延べ数)
						レジオネラ属菌
2	2	0	6	6	0	0
基準						検出されないこと

興行場の空気検査等(表3-7)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量	照度
13	11	2	26	24	2	0	0	0	2
基準						0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下	*

*場内において映写中または演技中は0.2Lux以上、休憩中は20Lux以上

プールの水質検査等(表3-8)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)								
				適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	レジオネラ属菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス
26	22	4	76	71	5	0	0	1	0	1	1	2	3	1
基準						5.8~8.6	2度以下	12mg/ℓ以下	検出されないこと	200個/mℓ以下	検出されないこと	100Lux以上	0.4mg/ℓ以上	0.15%以下

温泉利用施設の水質検査(表3-9)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適合数(延べ数)
						レジオネラ属菌
6	5	1	9	8	1	1
基準						検出されないこと

特定建築物の空気検査等(表3-10)

事務所、学校、店舗、興行場、旅館、図書館、博物館等、多数の人が利用する建築物のうち、用途に供される部分の延べ建築面積が3,000㎡以上(学校教育法第1条に規定する学校は8,000㎡以上)の特定建築物の立入検査を実施し、室内空気環境測定等を行った。

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適合数(延べ数)						
			温度	相対湿度	気流	浮遊粉じん量	二酸化炭素	一酸化炭素	ホルムアルデヒド
12	8	4	3	1	0	0	3	0	0
管理基準			17℃以上28℃以下	40~70%	0.5m/秒以下	0.15mg/m ³ 以下	1000ppm以下	10ppm以下	0.1 mg/m ³ (0.08ppm)以下

(3)行政による水質検査

井戸等の水の実態把握のため、行政検査を行った。

井戸水の水質検査(表3-11)

検査数	適合施設数	不適合施設数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)					
			適合	不適合	一般細菌	大腸菌	塩化物イオン	全有機炭素(TOC)	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	その他(6項目)
29	27	2	27	2	2	-	-	-	-	-

(4)衛生管理講習会

各環境衛生施設の衛生水準の向上を図るため、施設の衛生管理講習会を開催した。

衛生管理講習会(表3-12)

	対象	回数	内容	受講者数
1	プールの管理者	1	プールの衛生、安全管理について	83
2	子ども施設の管理者	1	小規模プールの衛生管理、熱中症、感染症予防について	97
3	旅館業の経営者	1	旅館業の衛生管理、受動喫煙、自殺対策、感染症予防、防犯について	21
4	美容所の経営者	1	美容所の衛生管理、受動喫煙対策、人生100年時代の理美容ビジネスに求められるもの	172
5	理容所の経営者	1	理容所の衛生管理、受動喫煙対策、人生100年時代の理美容ビジネスに求められるもの	123
6	理美容所の経営者	1	理美容所の衛生管理、受動喫煙対策、人生100年時代の理美容ビジネスに求められるもの	35
7	特定建築物の管理者	1	建築物の衛生管理、安全衛生保護具の適正使用方法、受動喫煙対策について	84
8	住宅宿泊事業の経営者	1	コロナウイルス禍により中止	—

(5)苦情と相談

内容別相談件数(表3-13)

総数	営業関係				飲料水					その他
	*六法	その他(特定建築物含む)	住宅宿泊事業	計	水道法適用施設	特定小規模貯水槽水道	特定外小規模貯水槽水道	飲用に供する井戸等	計	
834	344	258	67	669	60	31	5	47	143	22

*六法:理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法

(6)室内環境対策

健康づくりや快適な居住環境の確保のため、ダニ・カビの発生、有害化学物質などに関する相談に対し、助言・指導を行った。

室内環境対策(表3-14)

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	合計
相談件数	3	5	1	171	3	13	196
調査件数	0	0	0	13	0	0	13

(7) 飛散花粉数調査

花粉症対策の基礎資料とするため、八王子市保健所を観測点として、スギ、ヒノキ、ブタクサ等の飛散花粉数を調査した。

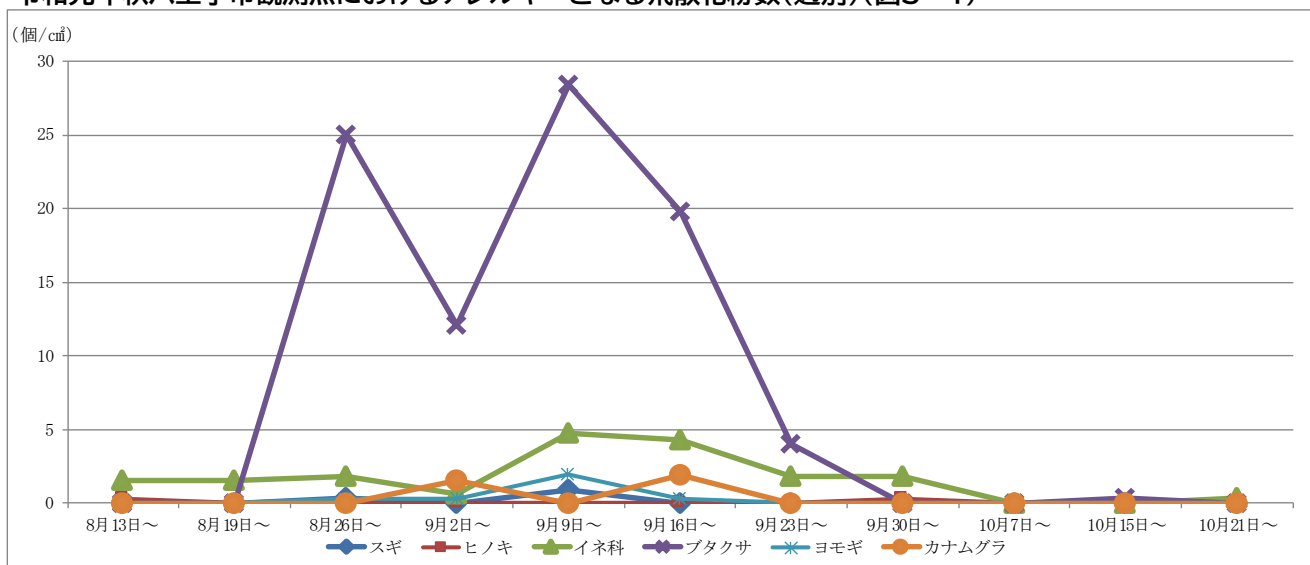
令和元年秋(令和元年8月12日から令和元年10月31日までの間)の八王子市観測点でのスギ・ヒノキ・イネ科等6種の週合計飛散花粉数において、最も多く飛散していたのはブタクサ花粉であった。(図3-1)

令和2年春(令和2年1月4日から令和2年5月14日までの間)の八王子市観測点でのスギ花粉の飛散開始は2月3日、スギ・ヒノキ合計飛散花粉数は2991.9個/cm³であり、昨春の約5割の飛散を観測した。

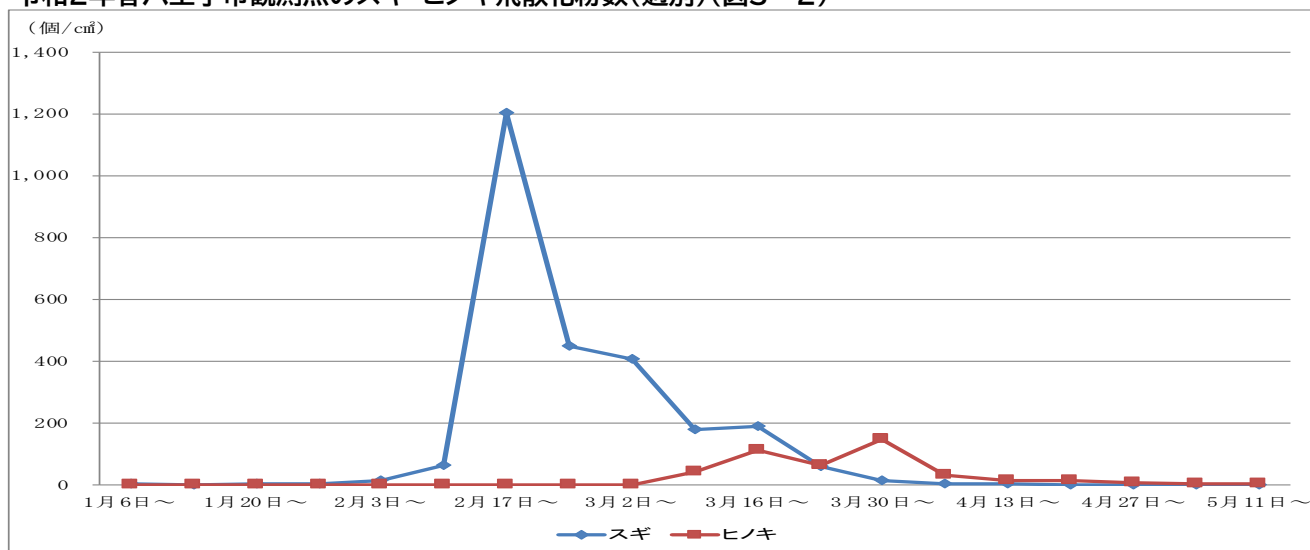
また、今春はスギ花粉がヒノキ花粉の約6倍の飛散となった。(図3-2)

東京都内のスギ・ヒノキ合計飛散花粉数は昨春の約4割であり、過去10年平均の約4割であった。(図3-3)

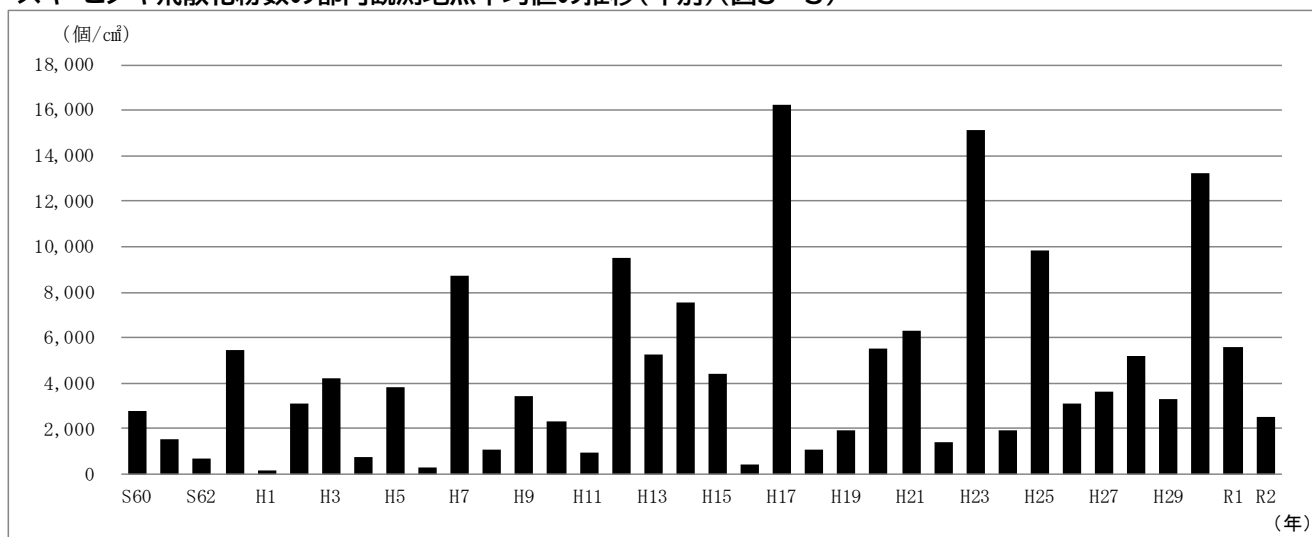
令和元年秋八王子市観測点におけるアレルギーとなる飛散花粉数(週別)(図3-1)



令和2年春八王子市観測点のスギ・ヒノキ飛散花粉数(週別)(図3-2)



スギ・ヒノキ飛散花粉数の都内観測地点平均値の推移(年別)(図3-3)



4 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等の危害発生を未然に防止し、食品衛生の向上を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これら施設に対する監視指導、市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の収去検査を実施した。また、食品関係業者等の衛生知識の普及向上を目的に、衛生講習会を実施した。

(1) 営業施設、許可数、監視指導件数

食品衛生法第52条に規定する営業(表4-1)

区 分	30年度末 営業所数	元年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	
			新 規	更 新			
合 計	8,368	8,242	714	807	840	2,312	
飲 食 店 営 業	旅館・ホテル	47	45	1	6	3	8
	バー・キャバレー	225	195	29	14	59	47
	一般飲食店	3,272	3,241	312	271	343	863
	民生食堂	—	—	—	—	—	—
	すし屋	106	103	3	13	6	28
	そば屋	97	89	3	13	11	19
	仕出し屋	47	51	9	—	5	16
	弁当屋	161	159	26	23	28	80
	そう菜店	135	125	10	16	20	67
	コンビニエンスストア等	8	4	—	3	4	3
	移動	3	3	—	—	—	—
	臨時	349	342	17	38	24	55
	許可ある集団給食	285	272	12	32	25	58
	自動車	115	144	34	5	5	39
	自動販売機	62	66	8	7	4	15
天ぶら船	—	—	—	—	—	—	
屋形船	—	—	—	—	—	—	
小 計	4,912	4,839	464	441	537	1,298	
喫 茶 店 営 業	店舗	70	76	10	2	4	20
	自動販売機	503	480	24	60	47	86
	自動車	3	4	2	—	1	2
	小 計	576	560	36	62	52	108
菓 子 製 造 業	パン製造業	185	177	9	22	17	47
	生菓子製造業	150	151	8	19	7	38
	その他の菓子製造業	319	321	46	30	44	108
	移動	—	—	—	—	—	—
	臨時	85	85	5	9	5	14
	自動車	49	52	6	3	3	9
小 計	788	786	74	83	76	216	
あん類製造業	3	3	—	1	—	3	
アイスクリーム類製造業	70	70	9	3	9	32	
乳処理業	—	—	—	—	—	—	
特別牛乳さく取処理業	—	—	—	—	—	—	
乳製品製造業	6	7	1	1	—	5	
集乳業	—	—	—	—	—	—	
乳 類 販 売 業	専業	30	28	2	7	4	9
	ショーケース売り	594	586	36	62	44	146
	自動販売機	243	230	7	27	20	35
	自動車	10	9	1	—	2	1
	小 計	877	853	46	96	70	191

区 分	30年度末 営業所数	元年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	
			新 規	更 新			
食肉処理業	15	15	-	-	-	4	
食肉販売業	一般	119	116	6	14	9	75
	包装	347	346	31	39	32	97
	自動販売機	-	-	-	-	-	-
	自動車	8	7	1	-	2	1
	小 計	474	469	38	53	43	173
食肉製品製造業	8	8	-	1	-	6	
魚介類販売業	一般	144	142	8	18	10	93
	包装	321	322	28	33	27	80
	自動車	9	8	1	2	2	3
	小 計	474	472	37	53	39	176
魚介類せり売業	1	1	-	-	-	-	
魚肉ねり製品製造業	8	8	-	-	-	10	
食品の冷凍・冷蔵業	冷凍業	13	13	-	2	-	15
	冷蔵業	9	9	-	1	-	1
	小 計	22	22	-	3	-	16
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	6	7	1	2	-	11	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	
氷雪製造業	氷雪製造業	-	-	-	-	-	-
	自動角氷製造機	-	-	-	-	-	-
	自動販売機	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
氷雪販売業	5	5	-	-	-	-	
食用油脂製造業	動物性油脂	2	2	-	-	-	2
	植物性油脂	2	3	1	-	-	1
	小 計	4	5	1	-	-	3
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	
みそ製造業	-	-	-	-	-	-	
醤油製造業	-	1	1	-	-	1	
ソース類製造業	4	4	-	-	-	2	
酒類製造業	3	3	-	-	-	-	
豆腐製造業	15	13	1	3	3	17	
納豆製造業	1	1	-	-	-	-	
めん類製造業	34	31	-	1	3	13	
そうざい製造業	51	47	4	4	8	23	
かん詰又はびん詰食品製造業	4	5	1	-	-	1	
添加物製造業	7	7	-	-	-	3	

東京都食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業(表4-2)

区 分		30年度末 営業所数	元年度末 営業所数	許可件数		廃業数	監視件数	
				新規	更新			
食品製造業等 取締条例等に 関する営業	行商	弁当等人力	7	7	-	-	-	-
		菓子	1	1	1	・	1	1
		豆腐及びその加工品	-	-	-	・	-	-
		ゆでめん類	-	-	-	・	-	-
		アイスクリーム類	1	-	-	・	1	-
		魚介類及びその加工品	1	1	1	・	1	1
		小 計	10	9	2	・	3	2
	つけ物製造業	25	24	1	2	2	4	
	製菓材料等製造業	4	4	-	-	-	1	
	粉末食品製造業	14	12	1	1	3	7	
	そう菜半製品等製造業	10	8	-	-	2	1	
	調味料等製造業	32	32	1	4	1	20	
	魚介類加工業	3	3	-	1	-	1	
	液卵製造業	-	-	-	-	-	-	
	食料品等 販売業	店舗	523	507	64	52	80	188
		包装	280	277	29	32	32	97
		包装(一時販売)	16	17	2	-	1	2
		自動販売機	96	93	4	5	7	9
		自動車	13	14	3	2	2	5
		小 計	928	908	102	91	122	301
	卵選別包装業者	3	3	-	・	-	-	
総 計	1,029	1,003	107	99	133	337		
ふぐ条例 営業	ふぐ取扱所	49	44	-	・	5	57	
	ふぐ加工製品取扱施設	126	132	13	・	7	37	

* 行商(弁当等人力を除く)の施設数については、令和元年(2019年)12月31日現在である。

東京都食品製造業等取締条例に規定する給食施設等(表4-3)

区 分		30年度末 営業所数	元年度末 営業所数	報告数	廃業数	監視件数
総 数		340	345	17	12	30
集団給食 施設	学校・幼稚園	88	88	2	2	11
	病院・診療所	26	24	-	2	2
	工場・事業所	2	3	1	-	-
	児童福祉施設	121	124	6	3	9
	社会福祉施設	78	81	5	2	6
	ボランティア給食	6	6	1	1	-
	そ の 他	17	17	2	2	2
	給食(届出以外)	2	2	-	-	-

食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数(表4-4)

区 分	30年度末 営業所数	元年度末 営業所数	許 可 件 数	休止数	廃業数	監視件数
食鳥処理業	3	3	-	1	-	8

八王子市食品衛生法施行細則第5条に規定する営業等(表4-5)

区 分		30年度末 営業所数	元年度末 営業所数	報 告 件 数	廃業数	監視件数	
総 計		5,625	5,585	200	240	202	
許 可 を 要 し な い 食 品 製 造 業	製粉・精米・精麦業	111	111	-	-	2	
	つけ物製造業	30	30	-	-	-	
	その他の 食品製造業	一般食品	34	34	-	-	-
		乳肉食品	-	-	-	-	-
小 計		175	175	-	-	2	
許 可 を 要 し な い 食 品 販 売 業	魚介類加工品販売業	674	670	20	24	20	
	乳製品販売業	701	697	20	24	20	
	アイスクリーム類販売業	848	844	20	24	20	
	野菜果物販売業	586	582	20	24	20	
	菓子(パンを含む)販売業	1,017	1,013	20	24	20	
	主食販売業	165	161	20	24	20	
	酒類・調味料販売業	382	378	20	24	20	
	その他の食品販売業	176	172	20	24	20	
小 計		4,549	4,517	160	192	160	
器 具 容 器 や 包 装	食器具容器包装製造業	-	-	-	-	-	
	食器具容器包装販売業	211	207	20	24	20	
	おもちゃ製造業	-	-	-	-	-	
	おもちゃ販売業	219	219	-	-	-	
小 計		430	426	20	24	20	
添加物製造業		-	-	-	-	-	
添加物販売業		471	467	20	24	20	
乳さく取業		-	-	-	-	-	

(2)食品検査等

ア 収去検査

食品衛生法第28条の規定に基づき、市内に流通する食品の安全を確認するために食品の収去検査を実施した。

食品別収去検査（表4-6）

目 食品分類	項	合 計			細菌検査			化学検査		
		合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
30年度総数		200	200	-	126	126	-	74	74	-
元年度総数		172	171	1	108	107	1	64	64	-
魚介類等	魚介類	8	8	-	8	8	-	-	-	-
	魚介類加工品	6	5	1	2	1	1	4	4	-
冷凍食品	無加熱摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前加熱済・加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前未加熱・加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉・卵類及びその加工品		8	8	-	6	6	-	2	2	-
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳製品	4	4	-	2	2	-	2	2	-
	乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	5	5	-	5	5	-	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品	1	1	-	-	-	-	1	1	-
	野菜類・果物及びその加工品	30	30	-	17	17	-	13	13	-
菓子類		39	39	-	23	23	-	16	16	-
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	4	4	-	2	2	-	2	2	-
	酒精飲料	1	1	-	-	-	-	1	1	-
	氷雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	缶詰・びん詰	2	2	-	1	1	-	1	1	-
	調味料	8	8	-	2	2	-	6	6	-
	そうざい類及びその半製品	28	28	-	19	19	-	9	9	-
	上記以外の食品	28	28	-	21	21	-	7	7	-
添加物	別表第1の添加物及び製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他添加物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器具等	器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-	-

* 検査項目について

細菌検査

一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、セレウス菌、腸管出血性大腸菌等

化学検査

保存料、甘味料、着色料、漂白剤、残留農薬、酸化防止剤、アレルギー物質等

ただし、検査対象品目により検査項目は異なります。

イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業(すし屋、弁当屋等)や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査した。また、検査を実施した事業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行った。

食品・器具・手指の検査(表4-7)

年度	区 分		検査数	細菌検査		化学検査	
				良	不良	良	不良
30	総 数		369	344	25	-	-
元	総 数		358	349	9	-	-
	内 訳	手指	180	172	8	-	-
		調理器具	178	177	1	-	-
		食品	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-

(3)食中毒

ア 食中毒発生状況

令和元年度(2019年度)は3件の食中毒事件が発生した。病因物質は腸管出血性大腸菌O157及びノロウイルスであった。

食中毒発生状況(表4-8)

総 数		内 訳				
30年度	元年度	発生年月日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食者数
8件	3件	令和元年9月10日	飲食店(一般)	会食料理	腸管出血性大腸菌O157	9名/44名
		令和元年9月18日	飲食店(一般)	会食料理	不明	59名/242名
		令和2年2月3日	飲食店(一般)	会食料理	ノロウイルス	11名/14名

イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体からの依頼により患者調査等を行った。

食中毒関連調査(表4-9)

事件数	調 査 対 象 数				検 査 件 数		
	患 者 関 係			施設関係	総 数	病因菌検出状況	
	総 数	発 病 状 況				不検出	検 出
		非発病	発 病				
27	70	39	31	6	12	2	10

(4)苦情・相談等

苦情処理件数(表4-10)

年度	件数	苦 情 内 容										
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その他
30	127	7	29	-	1	13	36	5	22	-	-	14
元	158	6	30	-	2	22	50	8	20	-	-	20

* 食品衛生業務報告書に記載した件数

相談件数(表4-11)

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
7,420	3,660	3,760

(5)講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可不要の集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会(A)は、保健所がテーマを企画した特別講習会で講習時間が2時間以上の講習会である。食品衛生実務講習会(B)は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する講習会で講習時間が1時間以上の講習会である。また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

講習会開催状況(表4-12)

年度	区 分	食品衛生実務講習会(A)	食品衛生実務講習会(B)	その他(消費者等)	合計
30	回 数	3	38	5	46
	受講者数	646	1,184	152	1,982
元	回 数	3	35	7	45
	受講者数	565	1,061	138	1,764

(6)調理師・製菓衛生師免許

調理師・製菓衛生師免許申請数(表4-13)

年度	区 分		調 理 師	製菓衛生師
30	総 数		212	16
元	総 数		182	14
	内 訳	免許申請	146	11
		免許証書換交付申請	8	3
		免許証再交付申請	28	-

(7)縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の一斉監視件数(表4-14)

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	7	1,302

(8)化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

化製場等及び苦情処理件数(表4-15)

年度	区分	総数	化製場等	動物質原料 運搬業	動物質原料 運搬容器数
30	年度末施設数等	1	—	1	5
	施設に関する苦情処理件数	—	—	—	—
元	年度末施設数等	1	—	1	5
	施設に関する苦情処理件数	—	—	—	—

(9)保健栄養

健康増進法に基づき、特定給食施設に対して適切な栄養管理ができるように必要な指導・助言やスキルアップ・情報提供等を目的とした講習会を開催した。

また、食品表示法の保健事項や健康増進法の虚偽誇大表示禁止に係る監視指導及び相談業務を実施するとともに収去検査実施した。

ア 特定給食施設指導

健康増進法に基づく特定給食施設※1(児童福祉施設、病院、社会福祉施設、事業所等)に対して、施設特性に応じた栄養効果の十分な給食が実施され、喫食者の健康増進が図られるよう、個別指導(来所、電話、巡回)及び集団指導として栄養管理講習会を年間9回、情報交換会を1回開催した。

給食施設数(表4-16)

年度	総数	学校	病院	介護 施設 老人 保健	老人 福祉 施設	児童 福祉 施設	社会 福祉 施設	矯正 施設	寄 宿 舎	事 業 所	給 食 セ ン タ ー	そ の 他
30	393	112	38	8	40	109	12	1	15	30	—	28
元	398	122	37	8	40	105	12	1	15	29	1	28

※1 特定給食施設とは(健康増進法第20条第1項、健康増進法施行規則第5条)

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。施行規則においては、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

上記の特定給食施設に該当しない施設についても、「その他の給食施設」として特定給食施設に準じて指導及び助言等を行っている。

(上表の給食施設数は特定給食施設とその他の給食施設を合わせた数値を計上)

給食施設指導状況(表4-17)

年度	種別	区分	総数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回100食未満又は1日250食未満
30	総数	個別指導延べ施設数	438	255	83	100
		(再掲)巡回指導	31	16	9	6
		集団指導 実施回数	11	.	.	.
		延べ施設数	520	320	37	163
元	総数	個別指導延べ施設数	376	230	69	77
		(再掲)巡回指導	36	22	6	8
		集団指導 実施回数	9	.	.	.
		延べ施設数	524	319	40	165

栄養管理講習会実施状況(表4-18)

	開催日	対象	テーマ	講師名	参加施設数	参加人数
1	令和元年 5月28日	全給食施設	食品衛生と栄養管理	食品衛生監視員 保健所管理栄養士	71	73
2	5月30日				55	58
3	6月14日	経験5年未満の管理栄養士・栄養士	新任栄養士が身につけたい栄養管理	保健所管理栄養士	34	35
4	7月22日	全給食施設	日本人の食事摂取基準 2020年版の変更点	慶応義塾大学スポーツ学研究センター 所長 教授 勝川 史憲 氏	97	99
5	9月3日	全給食施設	南多摩保健医療圏域栄養士研修 液体ミルクとは？ その特徴と活用方法	日本栄養士会 常務理事 下浦 佳之 氏	39	49
6	10月9日	病院及び児童福祉施設等	授乳離乳支援ガイド	相模女子大学 教授 堤 ちはる 氏	70	85
7	11月8日	全給食施設	実務講習会 ①食環境整備 ②食品衛生情報	①女子栄養大学 教授 武見 ゆかり 氏	135	140
8	令和2年 2月17日	全給食施設	災害時のリアル BCPの立て方	国際医療福祉大学大学院 教授 石井 美恵子氏	65	72
9	2月28日	全給食施設	和食・食文化の継承	ふるさとの食を拓く会 代表 星野 厚子		コロナウイルス感染 防止のため中止

情報交換会実施状況(表4-19)

	開催日	対象	テーマ	講師名	参加施設数	参加人数
1	令和元年 8月8日	全給食施設	給食管理について	保健所管理栄養士	29	29

イ 栄養表示及び虚偽誇大表示の禁止に係る普及啓発及び監視指導

飲食店等の食品関係業者に対して、食品表示法に基づく栄養成分表示等の保健事項について普及啓発及び虚偽誇大表示禁止に係る監視指導を行った。また、食品表示法及び健康増進法に基づく収去検査を実施した。

栄養表示・飲食店指導(表4-20)

年 度	区 分	業 者 指 導(件数) 食品関係業者等
30	個別指導延べ施設数	15
	(再掲)巡回指導	1
	集団指導 実施回数	1
	延べ施設数	67
元	個別指導延べ施設数	17
	(再掲)巡回指導	1
	集団指導 実施回数	3
	延べ施設数	119

虚偽誇大表示禁止に係る監視指導(表4-21)

年 度	立入件数	指導品目数
30	7	12
元	10	5

収去検査(表4-22)

年 度	検査種類	検体数	良	不良	備考
30	栄養成分表示	3	1	2	
	栄養機能食品	1	1	-	所管する自治体へ情報回付を行った。
元	栄養成分表示	5	2	3	所管する自治体へ情報回付を行った。
	栄養機能食品	1	-	1	所管する自治体へ情報回付を行った。

5 動物衛生

(1) 狂犬病予防・動物愛護

狂犬病予防のために、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取り組みとして、動物飼養にかかわる指導、相談、苦情対応及び犬・猫等の引取り、保護収容を実施した。

犬の登録と狂犬病予防注射(表5-1)

年度	鑑札交付数	年度末登録数	注射済票交付数
30	2,541	28,861	21,970
元	2,541	28,749	21,413

* 鑑札交付数には再交付及び交換を含み、注射済票交付数には再交付を含む。

犬・猫の引取り及び処分の状況(表5-2)

年度	犬							猫						
	引取り数		返還数	譲渡数	殺処分数			引取り数		返還数	譲渡数	殺処分数		
	飼い主から	所有者不明			①譲渡が適切でない	②飼養できる動物	③引取り後の死亡	飼い主から	所有者不明			①譲渡が適切でない	②飼養できる動物	③引取り後の死亡
30	0	36	27	6	0	0	1	0	8	0	6	0	0	2
元	0	20	17	5	2	0	0	0	20	0	20	0	0	0

負傷動物等の収容及び処分の状況(表5-3)

年度	犬							猫						その他	
	負傷収容数	返還数	譲渡数	殺処分数			負傷収容数	返還数	譲渡数	殺処分数			収容数	処分数	
				①譲渡が適切でない	②飼養できる動物	③引取り後の死亡				①譲渡が適切でない	②飼養できる動物	③引取り後の死亡			
30	0	0	0	0	0	0	16	3	2	1	0	10	0	0	
元	0	0	0	0	0	0	19	5	0	2	0	12	0	0	

* 殺処分数の①譲渡が適切でないは、治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等と判断された動物

動物による事故及び苦情件数(表5-4)

年度	動物による事故				苦情相談等処理件数																
	犬		その他		犬							猫							その他		
	犬数	被害者数	動物数	被害者数	内訳							内訳									
					総数	放浪	拾得	負傷	放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	総数	拾得	負傷	汚物・汚水	悪臭		鳴き声	その他
30	30	30	1	1	220	22	37	3	12	45	5	44	52	264	10	32	53	16	9	144	9
元	21	21	2	2	222	31	21	0	24	46	3	36	61	274	17	29	72	8	6	142	12

(2)動物愛護の推進

適正飼養の普及啓発としての講演会や、八王子市動物愛護推進員による、小学生低学年を対象にした動物愛護教育である「いのちの教育」を実施。また、動物愛護推進員の活動に対する協議や動物衛生業務に関して総合的な見地から意見聴取を行う八王子市動物愛護推進協議会を開催した。

普及啓発事業実施回数(表5-5)

年度	適正飼養講習会	いのちの教育	地域猫説明会	七国公園ドッグラン 利用登録申込者説明会
30	1	6	-	5
元	1	6	1	5

八王子市動物愛護推進員活動実績(表5-6)

委員	5人
連絡会開催	2回

八王子市動物愛護推進協議会(表5-7)

委員	9人
協議会開催	2回

(3)飼い主のいない猫(野良猫)対策

飼い主のいない猫に関する問題に対応するため、「飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術助成金制度」を実施した。

飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術助成金制度交付実績(表5-8)

区分	単価	平成30年度		令和元年度	
		件数	助成額	件数	助成額
不妊手術	5,000円	259件	1,295,000円	306件	1,530,000円
去勢手術	3,000円	236件	708,000円	255件	765,000円
計		495件	2,003,000円	561件	2,295,000円